

## 新入生対象の人権啓発講演会の実践から

### —講演会後のアンケート結果報告—

岡 京子<sup>1)</sup>\*・福岡 悦子<sup>2)</sup>・古城 幸子<sup>2)</sup>・安達 雅彦<sup>3)</sup>・片山 啓子<sup>3)</sup>・伊藤 博康<sup>1)</sup>  
福田 孝幸<sup>4)</sup>・吉田 裕明<sup>5)</sup>・後藤 吉明<sup>4)</sup>・山縣 晴美<sup>5)</sup>

1) 新見公立短期大学地域福祉学科 2) 看護学部 3) 幼児教育学科 4) 総務課 5) 学務課

(2013年11月13日受理)

2013年5月29日に全学科の新入生175名を対象に、キャンパス・ハラスメントについての理解を深めることを目的とした人権啓発講演会を開催した。講演会後に実施した学生のアンケート調査から、入学生のハラスメントに対する認識と講演後の意識変化を明らかにした。入学生はパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに比べ、セクシュアル・ハラスメントに対する認識度が高く、それは女子学生において顕著であった。また、講演を聴くことによってハラスメントの認識が深まり、当事者になった時の対応のイメージ化ができたとの回答が多かったことから、講演会の目的は達成されたといえる。今後は、相談室機能の充実や継続的な研修会の開催が課題であると考ええる。

(キーワード) ハラスメント, 人権啓発講演会

#### はじめに

職場や学校におけるハラスメント問題は時代の変化とともに顕在化し、現在多くの企業・学校でもハラスメント対策が取られてきている<sup>1)</sup>。こうした社会の変化においては、そこに暮らす個人がハラスメントについての認識を正しく持つことが重要であり、啓発活動・環境整備・システム整備において職場や学校の担う役割は大きい。

近年、さまざまな種類のハラスメントの存在が発見されつつあるが、教育機関におけるハラスメントは「キャンパス・ハラスメント」と呼ばれる場合や、「アカデミック・ハラスメント」と呼ばれる場合がある。本稿では「キャンパス・ハラスメント」の名称を用いることとする。キャンパス・ハラスメントには主に、以下の3種類のハラスメントが含まれる<sup>2)</sup>。一つ目は、地位や権限を利用して相手に性的な言動をし、不快感を抱かせるセクシュアル・ハラスメント(以下、セクハラとする)である。二つ目は、学習・教育・研究・就労にかかわる場面において権力を利用した不適切な言動を行い、権利侵害や妨害をもたらすアカデミック・ハラスメント(以下、アカハラとする)である。三つ目は主に就労面に関して、優位な立場のものがその地位や権限を利用した不適切な言動をとることによって相手に権利侵害や妨害をもたらすパワー・ハラスメント(以下、パワハラとする)である。

本学では新入生を対象として、正しい認識を授け学生個々人の意識を高めることを目的とし、2011年度より「人

権啓発講演会」を開催している。本年度は岡山市男女共同参画推進センターほかで心理専門相談に携わる市場恵子氏を講師に迎え、「デートDV、セクハラ・パワハラってなあに?～“健幸”なキャンパス・ライフを送るために～」と題した講演会を実施した。身近な事例による解説やギター演奏と歌なども織り交ぜ、学生が集中を維持することができるよう細部にわたって意図的に組み立てられた講演会であった。

本稿では講演後の学生アンケート結果の概要を報告し、今後の課題を検討する。

#### I. 調査目的

人権啓発講演会参加学生のハラスメントの認識と、講演後の意識変化を明らかにし、今後の学生への対応上の課題を検討する。

#### II. 調査方法

1. 調査時期：2013年5月29日
2. 調査対象者：看護学科1年次生63名(男性6名, 女性57名), 幼児教育学科54名(男性2名, 女性52名), 地域福祉学科58名(男性9名, 女性49名)の計175名である。
3. 方法：質問紙による一斉調査を行った。質問紙は講演終了後に配布し、記入後回収した。その内容は

\*連絡先：岡京子 新見公立短期大学地域福祉学科 718-8585 新見市西方1263-2

回答者の属性（所属学科，性別），ハラスメントについての認識（セクハラについての認識度，パワハラ/アカハラについての認識度），被害/加害体験（被害にあった体験，加害者になった体験），講演後の認識の変化，対応のイメージ化ができたかどうかの8項目で構成した。

ハラスメントについての認識では，「よく認識していた」「まあまあ認識していた」「あまり認識していなかった」「まったく認識していなかった」という4つの回答肢を用意した。講演後の認識の変化，対応のイメージ化ができたかどうかについても同様に4件法で回答を求めた。

4. 倫理的配慮：対象者にはアンケート記入に先立ち，目的，調査に関して個人名は特定されないこと，調査に協力しないことで不利益を被ることはないことを説明し了解を得た。

### III. 調査結果

質問紙の回収数（回収率）は看護学科 42（66.7%），幼児教育学科 54（100%），地域福祉学科 56（96.6%），計 152（86.9%）であった。そのうち全項目に回答のあった 150 人分を対象に集計を行った。

学科別にセクハラ/パワハラ/アカハラについての認識，被害体験，加害体験，講演後の認識の変化，対応のイメージ化について集計した（表1）。

#### 1. ハラスメントについての認識度

講演前にハラスメントについてのどの程度認識していたかを問うた。問いは「セクハラについて」と「パワハラ/アカハラについて」の2つである。「よく認識していた」と「まあまあ認識していた」を合わせて「認識あり」，「あまり認識していなかった」と「まったく認識していなかった」を合わせて「認識なし」とした。

セクハラについては，3学科とも9割前後の学生は講演前から「認識あり」との回答であった。一方，パワハラ/アカハラについては，いずれの学科でも「認識あり」は39～52%と半数程度にとどまった。

セクハラ/パワハラ/アカハラについての認識の関連

を見ると，セクハラに関して「認識あり」と答えた135人のうち，パワハラ/アカハラに関して「認識あり」と回答した人は66人（49%），「認識なし」と回答した人は69人（51%）であった。反対にセクハラに関して「認識なし」と答えた15人のうち，パワハラ/アカハラに関して「認識あり」と回答した人は0人であった（表2）。

表2 セクハラ、パワハラ/アカハラについての認識の関連 (n=150)

セクハラ認識度	パワハラ/アカハラ認識度		計
	認識あり	認識なし	
認識あり	44	46	90
認識なし	0	10	10
計	44	56	100 (%)

セクハラ/パワハラ/アカハラについての認識度について男女で比較すると，セクハラ認識度については女性の「認識あり」が124人（92%）に対し，男性は11人（73%）であり，女性の方が認識率が高かった。これに対してパワハラ/アカハラ/アカハラの認識度については，女性の「認識あり」が59人（44%），男性は7人（47%）であった（図1・2）。両者の関連についてカイ2乗検定を用いて検討した結果，セクハラ認識度と性別の間には5%以下の危険率で有意差を認めしたが，パワハラ/アカハラ/アカハラの認識度については，関連

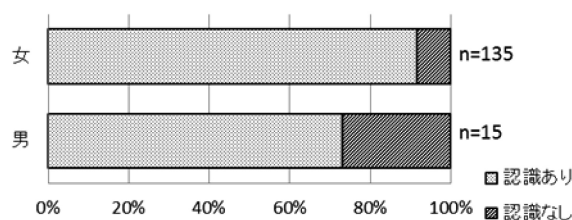


図1 セクハラ/パワハラ/アカハラ/アカハラの認識度

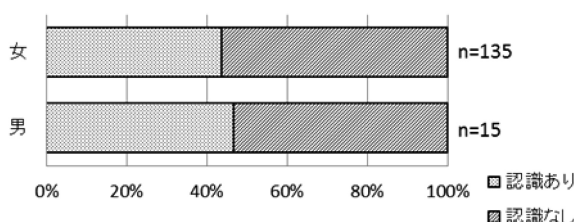


図2 パワハラ/アカハラ/アカハラの認識度

表1 セクハラ、パワハラ/アカハラについての認識 (n=150)

	セクハラ/パワハラ/アカハラ/アカハラの認識		被害体験		加害体験		講演後の認識深化		対応のイメージ化			
	認識あり	認識なし	あり	なし	あり	なし	深化あり	深化なし	イメージ化あり	イメージ化なし		
看護学部	90	10	52	48	12	88	5	95	98	2	93	7
幼児教育学科	93	7	43	57	0	100	0	100	100	0	100	0
地域福祉学科	87	13	39	61	6	94	2	98	98	2	96	4
計	90	10	44	56	5	95	2	98	99	1	97	3 (%)

性は認められなかった。したがって、女性はハラスメントの中でもセクハラに関する認識度が男性より高いといえる。

## 2. 被害および加害体験

中学・高校時代のハラスメント体験について、被害経験と加害経験を問うた。8人(5%)の人が「被害体験あり」、3人(2%)の人が「加害体験あり」と回答した。「被害体験あり」の8人は男性2人、女性6人であり、「加害体験あり」の3人は男性1人、女性2人である。

「被害体験あり」の8人のハラスメントに関する認識をみると、セクハラに関する「認識あり」が6人、パワハラ/アカハラに関する「認識あり」が5人であった。同様に「加害体験あり」の3人については、セクハラ、パワハラ/アカハラとも全員「認識あり」であった(表3)。

表3 ハラスメントの認識と加害・被害体験の関連 (n=150)

		セクハラ認識		パワハラ/アカハラ認識	
		認識あり	認識なし	認識あり	認識なし
被害体験	あり	4	1	3	2
	なし	86	9	41	54
加害体験	あり	2	0	2	0
	なし	88	10	42	56 (%)

「被害体験」と「加害体験」の関連をみると、両方の体験をしたという回答をした人が2人あった。(表4)

表4 加害体験と被害体験の関連 (n=150)

		加害体験	
		あり	なし
被害体験	あり	1	4
	なし	1	94 (%)

## 3. 講演後の認識の深化

ハラスメントについての認識が講演後に深まったか否かを問うた。「かなり深まった」と「まあまあ深まった」を合わせて「深化あり」、「あまり深まらなかった」と「まったく深まらなかった」を合わせて「深化なし」とした。3学科とも98~100%の人が「深化あり」と回答した。

講演前に持っていたハラスメントの認識と講演後の認識の深化の関連をみると、セクハラに関して「認識なし」

表5 ハラスメントの認識と講演後の認識の深化との関連 (n=150)

		講演前			
		セクハラ認識度		パワハラ/アカハラ認識度	
		認識あり	認識なし	認識あり	認識なし
講演後の認識	深化あり	89	9	43	55
	深化なし	1	1	1	1
計		90	10	44	56 (%)

だった15人のうち14人が「深化あり」と回答し、パワハラ/アカハラに関して「認識なし」だった84人中83人が「深化あり」と回答していた(表5)。

## 4. 対応のイメージ化

ハラスメントの当事者になった時の対応について、イメージできたか否かを問うた。「かなりできた」と「まあまあできた」を合わせて「イメージ化あり」、「あまりできなかった」と「まったくできなかった」を合わせて「イメージ化なし」とした。3学科とも93~100%の人が「イメージ化あり」と回答した。

講演前に持っていたハラスメントの認識と講演後の対応のイメージ化の関連をみると、セクハラに関して「認識なし」だった15人のうち13人が「イメージ化あり」と回答し、パワハラ/アカハラに関して「認識なし」だった84人中81人が「イメージ化あり」と回答していた(表6)。

表6 ハラスメントの認識と講演後の対応のイメージ化の関連 (n=150)

		講演前			
		セクハラ認識度		パワハラ/アカハラ認識度	
		認識あり	認識なし	認識あり	認識なし
対応のイメージ化	あり	88	9	43	54
	なし	2	1	1	2
計		90	10	44	56 (%)

講演後に認識の深化があったか否かとの関連を見ると、認識の深化があり、対応のイメージ化ができたという人が144人(96%)であり、認識の深化はあったが、対応のイメージ化ができなかったという人は4人(3%)であった(表7)。

表7 講演後の認識の深化と対応のイメージ化の関連 (n=150)

		講演後の認識	
		深化あり	深化なし
対応のイメージ化	あり	96	1
	なし	3	1
計		99	1 (%)

## IV. 考察

大学・短大においては、全ての学生及び教職員が個人として尊重され、ハラスメントのない健やかな学習環境を保障することが重要である。新入生に対して、ハラスメントに対する正しい認識を授けその意識を向上させる「人権啓発講演会」は、その後の学生生活において、学生がキャンパス・ハラスメントに気づけること、抑止的態度が取れること、ハラスメントに対して「ノー」と言えること、正しい対応が取れること等を目指している。

本講演会のアンケート結果からは、入学時のハラスメ

ントの認識においては、パワハラ/アカハラに比べセクハラ  
の認識度が高いことが明らかである。セクハラについ  
ては、女子学生は男子学生に比べ良く認識しており、男  
女を問わず、セクハラについて認識している人はさらに  
パワハラ/アカハラについても認識を深めている傾向があ  
った。反対にこれまでセクハラについて認識を深める機  
会や興味がなかった学生は、パワハラ/アカハラについて  
も認識しないまま大学生になっているともいえる。

しかし今回の調査結果から、本講演会の成果として学  
生にハラスメントに関する認識の深まりのみならず、ハ  
ラスメントの当事者になった場合の対応についてのイメ  
ージも持たせることができたことが明らかである。今回  
の講演会は、ハラスメントに関する啓発としては有用で  
あったと考えられる。

本学在学中のハラスメント対応については、「学生便  
覧」に定義、具体例、ハラスメントを受けた時の対応、加  
害者にならないための姿勢、対応機構図について説明さ  
れている。しかし、学生にとってハラスメント被害から  
ハラスメント相談への道のりは長く、心理的なハードル  
が高いといわれる<sup>3)</sup>。ハラスメント被害は働いたり修学し  
たりしている人間関係の中で生じるからこそ告発するこ  
とが難しい。広島大学では、「ハラスメント相談室」を部署  
として独立させ、専任の相談員を配置し相談のみならず  
ソーシャルワーク的機能を持たせることで一定の効果を  
あげている<sup>4)</sup>。本学のハラスメント対応機構では、教員が  
相談員を兼ねていることから、相談によって発生しうる  
利益と不利益を比較した学生が、不利益を優先し相談を  
断念する可能性を排除することはできないことがすでに  
指摘されている<sup>5)</sup>。

また一方で、学生がハラスメント被害(特にセクハラや  
デートDV)において、相談する相手は圧倒的に友人・知  
人が多いという調査結果がある<sup>6)</sup>。相談室機能を充実さ  
せるとともに、友人という立場でハラスメント被害の相  
談を受ける側の学生の意識と資質の向上を図ることも重  
要であろう。啓発目的の講演会をスタートとし、講義内  
容の深度をあげながら、学生対象の研修会を継続的に行  
うことも検討する余地がある。これらの継続的な取り組  
みによって、ハラスメント意識の維持が図られ、適切な  
対処行動の獲得につながるのではないだろうか。

本学の教育は、看護・保育・介護福祉の分野における  
専門職の育成である。いずれの分野においても「人権擁  
護」は教育の基盤を構成する要素であり、ハラスメントに  
対する鋭敏な感覚は、在学中の教育において一貫して培  
われていくものである。社会の変化とともに、看護や福  
祉の場でのハラスメントも発見され、問題視され始めて  
いる<sup>8)</sup>。卒業後の職業生活においても、ハラスメントの問  
題は避けて通れない。学生時代の学びが職業人としての  
個々人の力になるよう、今を支える努力をしたい。

## 文献

- 1) 厚生労働省：明るい職場応援団，<http://www.nopawahara.mhlw.go.jp>，2013.9.9 閲覧
- 2) 中平大輔，山崎理央：大学におけるキャンパス・ハラ  
スメントへの対応についての概観 福山大学人間文化  
学部紀要，10，113-120，2010.
- 3) 李敏子：ハラスメントが学生にもたらす心理的問題へ  
の対応，椋山女学園大学学生相談室活動報告，6，9-19.  
2011.
- 4) 北仲千里：大学におけるハラスメント，大学ができる  
こと，すべきこと - 広島大学の取り組み 季刊教育法，  
167，40-45，2010.
- 5) 芝崎美和，安達雅彦，古城幸子他：学生のハラスメン  
ト防止意識の向上に向けて - ハラスメント防止講演会  
における調査から見えてきたもの - 新見公立大学紀  
要，32，99-102，2011.
- 6) 兵庫教育大学学生委員会編：第11回(平成24年度)学  
生生活実態調査報告書，21，2013.
- 7) 長香織，小堀尋香：デートDVの現状と課題 - 大学生  
を対象とした調査から - 宇都宮大学教育学部紀要，63  
(第1部)，211-219，2013.
- 8) 吉田輝美：介護労働者の労働環境支援についての一考  
察 - 施設ケアハラスメントの現状を踏まえて - 仙台  
白百合女子大学紀要，13，91-106，2008.